

令和5年9月8日（金）  
保健医療部生活衛生課長 仁藤 健二  
担当者：室長補佐 佐藤 要介  
連絡先：029-301-3424、内線 3421

## 放射性物質に係るイノシシ肉の出荷制限の一部解除について

現在、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示に基づき、本県全域でイノシシ肉の出荷が制限されております。

今般、本県の「出荷・検査方針」に基づき高萩市における放射性物質の管理体制が整備されたことから、高萩市内で捕獲されたイノシシ肉の出荷制限が一部解除となりましたのでお知らせします。

なお、本県のイノシシ肉の出荷にあたっては、豚熱検査等の対応も必要であることから、現在、農林水産部で関係機関との調整を進めております。

### 1 出荷制限の一部解除の条件

県が定めた「出荷・検査方針」に基づき、県又は市町村等において適切な管理体制（個体管理、放射性セシウムの全頭検査等）が整った場合は、基準値（100Bq/kg）以下のものを出荷することができる。

### 2 県内の一部解除の状況

(1) 石岡市（解除日：平成23年12月21日）

食肉処理施設：朝日里山学校

事業者：鈴木 哲夫

(2) 高萩市（解除日：令和5年9月8日）

食肉処理施設：茨城クラフトミート工房

事業者：株式会社K&K 代表取締役 加藤 仁郎

### <参考>

- ・ 本県の「出荷・検査方針」は以下のURLで確認できます。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001ddg2.html>
- ・ 国からイノシシ肉の出荷制限が指示されている自治体は、本県の他5県（宮城県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県）に及んでいます。